（案2）

資料１

サイバー対処能力強化法整備法の一部施行に伴う関係規則等の改正について

サイバー対処能力強化法整備法の一部施行に伴い、次に掲げる関係規則等を改正する。

- 「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について」の一部改正（※１）
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」の改定（※１）
- 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の改定（※１）
- 「サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について」の一部改正（※２）
- 「サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について」の一部改正（※２）
- 「情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について」の一部改正について（※３）
- 「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査（マネジメント監査）に係る実施要領」の一部改正（※３）

※１：サイバーセキュリティ対策推進会議決定

※２：サイバーセキュリティ対策推進会議長決定

※３：サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ事項

（案）

「最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について」の一部改正について

（令　和　　年　　月　　日
サイバーセキュリティ対策推進会議決定）

最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について（平成27年２月13日サイバーセキュリティ対策推進会議決定）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について 平成27年２月13日 サイバーセキュリティ対策推進会議決定 改正　平成28年６月９日 令和　　年　　月　　日	最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議について 平成27年２月13日 サイバーセキュリティ対策推進会議決定 改正　平成28年６月９日
２　連絡会議の構成員は、各府省庁の最高情報セキュリティアドバイザー及びサイバーセキュリティ参与（国家サイバー統括室に統括官等を置く規則（令和　年　月　日内閣総理大臣決定）第７条に規定するサイバーセキュリティ参与をいう。以下同じ。）とする。ただし、連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。	２　連絡会議の構成員は、各府省庁の最高情報セキュリティアドバイザー及びサイバーセキュリティ補佐官（内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則（平成28年３月31日内閣総理大臣決定）第２条に規定するサイバーセキュリティ補佐官をいう。以下同じ。）とする。ただし、連絡会議は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

附　則

この決定は、令和７年７月１日から施行する。

（案）

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範」の
改定について

（令　和　年　月　日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改　定　後	改　定　前
政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範 平成28年８月31日 平成30年７月25日改定 平成31年４月１日改定 令和３年７月７日改定 令和５年７月４日改定 令和　年　月　日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一規範 平成28年８月31日 平成30年７月25日改定 平成31年４月１日改定 令和３年７月７日改定 令和５年７月４日改定 サイバーセキュリティ戦略本部決定
（策定） 第二十四条　本規範は、内閣官房国家サイバー統括室が原案を策定し、サイバーセキュリティ戦略本部において決定する。	（策定） 第二十四条　本規範は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが原案を策定し、サイバーセキュリティ対策推進会議（平成27年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）を経てサイバーセキュリティ戦略本部において決定する。
（略）	（略）

附　則

この決定は、令和７年７月１日から施行する。

（案）

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の
改定について

（令　和　年　月　日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和５年７月４日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を次表のとおり改定する。

（下線部分は改定部分）

改　定　後	改　定　前
政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和７年度版）	政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準（令和５年度版）
令和　年　月　日 サイバーセキュリティ戦略本部	令和５年７月４日 サイバーセキュリティ戦略本部
第１部　総則 1.1　本統一基準の目的・適用範囲 (1)・(2)　（略） (3)　本統一基準の改定 情報セキュリティ水準を適切に維持していくためには、状況の変化を的確にとらえ、それに応じて情報セキュリティ対策の見直しを図ることが重要である。 このため、情報技術の進歩に応じて、本統一基準を定期的に点検し、必要に応じ規定内容の追加・修正等の改定を行う。本統一基準の原案は、内閣官房国家サイバー統括室が策定し、サイバーセキュリティ戦略本部において決定する。	第１部　総則 1.1　本統一基準の目的・適用範囲 (1)・(2)　（略） (3)　本統一基準の改定 情報セキュリティ水準を適切に維持していくためには、状況の変化を的確にとらえ、それに応じて情報セキュリティ対策の見直しを図ることが重要である。 このため、情報技術の進歩に応じて、本統一基準を定期的に点検し、必要に応じ規定内容の追加・修正等の改定を行う。本統一基準の原案は、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが策定し、サイバーセキュリティ対策推進会議（平成27年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）を経てサイバーセキュリティ戦略本部において決定する。

なお、内閣官房国家サイバー統括室は、新たな脅威の発生や機関等における運用の状況を定期的に点検した結果を踏まえ、次の点に留意の上、原案の策定を行う。	なお、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターは、新たな脅威の発生や機関等における運用の状況を定期的に点検した結果を踏まえ、次の点に留意の上、原案の策定を行う。
(4)　（略）	(4)　（略）
(5)　機関等の対策基準	(5)　機関等の対策基準
本統一基準では、機関等が行うべき対策について、目的別に部、節及び款の３階層にて対策項目を分類し、各款に対して目的及び趣旨並びに遵守事項を示している。	本統一基準では、機関等が行うべき対策について、目的別に部、節及び款の３階層にて対策項目を分類し、各款に対して目的及び趣旨並びに遵守事項を示している。
内閣官房国家サイバー統括室が別途策定する政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインには、統一基準の遵守事項を満たすためにとるべき基本的な対策事項（以下「基本対策事項」という。）が例示されるとともに、対策基準の策定及び実施に際しての考え方等が解説されている。基本対策事項は遵守事項に対応するものであるため、機関等は基本対策事項に例示される対策又はこれと同等以上の対策を講じることにより、対応する遵守事項を満たす必要がある。	内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが別途策定する政府機関等の対策基準策定のためのガイドラインには、統一基準の遵守事項を満たすためにとるべき基本的な対策事項（以下「基本対策事項」という。）が例示されるとともに、対策基準の策定及び実施に際しての考え方等が解説されている。基本対策事項は遵守事項に対応するものであるため、機関等は基本対策事項に例示される対策又はこれと同等以上の対策を講じることにより、対応する遵守事項を満たす必要がある。
（略）	（略）
1.2　（略）	1.2　（略）
1.3　用語定義	1.3　用語定義
（略）	（略）
●　「CYMAT」とは、サイバー攻撃等により機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房国家サイバー統括室	●　「CYMAT」とは、サイバー攻撃等により機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房内閣サイバーセキュ

に設置される体制をいう。Cyber Incident Mobile Assistance Team（情報セキュリティ緊急支援チーム）の略。	リティセンターに設置される体制をいう。Cyber Incident Mobile Assistance Team（情報セキュリティ緊急支援チーム）の略。
（略）	（略）
●　「GSOC」とは、24時間365日、政府横断的な情報収集、攻撃等の分析・解析、政府機関への助言、政府関係機関の相互連携促進及び情報共有等の業務を行うため、内閣官房国家サイバー統括室に設置される体制をいう。Government Security Operation Coordination Team（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）の略。なお、GSOCには、政府機関を対象とした「第一GSOC」と独立行政法人及び指定法人を対象とした「第二GSOC」がある。	●　「GSOC」とは、24時間365日、政府横断的な情報収集、攻撃等の分析・解析、政府機関への助言、政府関係機関の相互連携促進及び情報共有等の業務を行うため、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターに設置される体制をいう。Government Security Operation Coordination Team（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）の略。なお、GSOCには、政府機関を対象とした「第一GSOC」と独立行政法人及び指定法人を対象とした「第二GSOC」がある。
（略）	（略）
第２部　情報セキュリティ対策の基本的枠組み	第２部　情報セキュリティ対策の基本的枠組み
2.1　（略）	2.1　（略）
2.2　運用	2.2　運用
2.2.1～2.2.3　（略）	2.2.1～2.2.3　（略）
2.2.4　情報セキュリティインシデントへの対処	2.2.4　情報セキュリティインシデントへの対処
（略）	（略）
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　情報セキュリティインシデントに係る情報共有	(3)　情報セキュリティインシデントに係る情報共有
(a)　国の行政機関におけるCSIRTは、当該機関の情報システムにおいて、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、当該事象について速やかに、内閣官房国家サイバー統括室に連	(a)　国の行政機関におけるCSIRTは、当該機関の情報システムにおいて、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、当該事象について速やかに、内閣官房内閣サイバーセキュリテ

絡すること。また、独立行政法人及び指定法人におけるCSIRTは、当該法人の情報システムにおいて、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、当該事象について速やかに、当該法人を所管する国の行政機関に連絡すること。この連絡を受けた国の行政機関におけるCSIRTは、当該事象について速やかに、内閣官房国家サイバー統括室に連絡すること。 2.3～2.5　（略）	ィセンターに連絡すること。また、独立行政法人及び指定法人におけるCSIRTは、当該法人の情報システムにおいて、情報セキュリティインシデントを認知した場合には、当該事象について速やかに、当該法人を所管する国の行政機関に連絡すること。この連絡を受けた国の行政機関におけるCSIRTは、当該事象について速やかに、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターに連絡すること。 2.3～2.5　（略）

附　則

この決定は、令和７年７月１日から施行する。

（案）

「サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について」の一部改正について

（令　和　年　月　日
サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）

サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について（平成27年２月13日サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について 平成27年２月13日 サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定 改正平成28年８月31日 改正令和３年９月１日 改正令和　年　月　日 １　会議への出席について 推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の議長は、意見を求めるため、それぞれ、当該会議へのサイバーセキュリティ参与（国家サイバー統括室に統括官等を置く規則（令和　年　月　日内閣総理大臣決定）第７条に規定するサイバーセキュリティ参与をいう。）の参加を求めることができるとともに、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。	サイバーセキュリティ対策推進会議等の運営について 平成27年２月13日 サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定 改正平成28年８月31日 改正令和３年９月１日 １　会議への出席について 推進会議、専任審議官等会議及び幹事会の議長は、意見を求めるため、それぞれ、当該会議へのサイバーセキュリティ参与（内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則（平成28年３月31日内閣総理大臣決定）第５条に規定するサイバーセキュリティ参与をいう。）の参加を求めることができるとともに、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

附　則

この決定は、令和７年７月１日から施行する。

（案）

「サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について」の一部改正について

（令　和　年　月　日
サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）

サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について（平成27年２月13日サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について	サイバーセキュリティ対策推進会議議長の指定する職について
平成27年２月13日 サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定 改正　平成27年５月19日 平成27年10月１日 平成28年１月４日 平成28年４月22日 平成28年７月28日 平成29年９月22日 平成30年８月７日	平成27年２月13日 サイバーセキュリティ対策推進会議議長決定 改正　平成27年５月19日 平成27年10月１日 平成28年１月４日 平成28年４月22日 平成28年７月28日 平成29年９月22日 平成30年８月７日

（案）

平成31年４月１日 令和２年10月21日 令和３年９月１日 令和４年５月26日 令和４年10月14日 令和５年５月26日 令和６年３月25日 令和　年　月　日	平成31年４月１日 令和２年10月21日 令和３年９月１日 令和４年５月26日 令和４年10月14日 令和５年５月26日 令和６年３月25日
１　「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第３項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。	１　「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第３項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。
議　　長　内閣サイバー官 構　成　員　内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当）） 内閣法制局長官総務室総務課長 人事院事務総局サイバーセキュリティ・情報化審議官 内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審	議　　長　内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター長 構　成　員　内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当）） 内閣法制局長官総務室総務課長 人事院事務総局サイバーセキュリティ・情報化審議官 内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審

（案）

議官 宮内庁長官官房秘書課長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 警察庁長官官房技術総括審議官 警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当） 個人情報保護委員会事務局次長 カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長 金融庁総合政策局審議官 消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当） こども家庭庁長官官房審議官 デジタル庁統括官付審議官 復興庁統括官付参事官 総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策	議官 宮内庁長官官房秘書課長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 警察庁長官官房技術総括審議官 警察庁長官官房審議官（サイバー警察局担当） 個人情報保護委員会事務局次長 カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長 金融庁総合政策局審議官 消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当） こども家庭庁長官官房審議官 デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付審議官 復興庁統括官付参事官 総務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 法務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官 財務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 文部科学省大臣官房サイバーセキュリティ・政策

（案）

	立案総括審議官 厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部副部長 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長 会計検査院事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 最高裁判所事務総局サイバーセキュリティ管理官
2　「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27	

	立案総括審議官 厚生労働省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 農林水産省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 経済産業省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 国土交通省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部副部長 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長 会計検査院事務総長官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 最高裁判所事務総局情報政策課情報セキュリティ室長
2　「サイバーセキュリティ対策推進会議等について」（平成27	

（案）

年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第４項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。	年２月10日サイバーセキュリティ戦略本部長決定）第４項の規定に基づき、サイバーセキュリティ対策推進会議幹事会の議長、構成員及びオブザーバーについては、以下の職を指定する。
議　　長　内閣官房内閣審議官（国家サイバー統括室）	議　　長　内閣官房内閣審議官（内閣サイバーセキュリティセンター）
構　成　員　内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当）） 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付） 内閣官房内閣参事官（内閣広報室） 内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室） 内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室） 内閣法制局長官総務室調査官 人事院事務総局情報管理室長 内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室長 宮内庁長官官房秘書課情報化推進室長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官	構　成　員　内閣官房内閣参事官（内閣総務官室（サイバーセキュリティ・情報化担当）） 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付） 内閣官房内閣参事官（内閣広報室） 内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室） 内閣官房内閣参事官（内閣サイバーセキュリティセンター） 内閣法制局長官総務室調査官 人事院事務総局情報管理室長 内閣府大臣官房サイバーセキュリティ・情報化推進室長 宮内庁長官官房秘書課情報化推進室長 公正取引委員会事務総局官房サイバーセキュリティ・情報化参事官

（案）

警察庁長官官房技術企画課長	警察庁長官官房技術企画課長
警察庁サイバー警察局サイバー企画課長	警察庁サイバー警察局サイバー企画課長
個人情報保護委員会事務局総務課長	個人情報保護委員会事務局総務課長
カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長	カジノ管理委員会事務局総務企画部企画課長
金融庁総合政策局秘書課長	金融庁総合政策局秘書課長
消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当）	消費者庁参事官（デジタル・業務改革等担当）
こども家庭庁長官官房総務課企画官	こども家庭庁長官官房総務課企画官
デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（セキュリティ危機管理担当）	デジタル庁統括官（戦略・組織担当）付参事官（セキュリティ危機管理担当）
復興庁統括官付参事官付企画官	復興庁統括官付参事官付企画官
総務省大臣官房企画課長	総務省大臣官房企画課長
総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）	総務省サイバーセキュリティ統括官付参事官（総括担当）
法務省大臣官房秘書課長	法務省大臣官房秘書課長
外務省大臣官房情報通信課長	外務省大臣官房情報通信課長
財務省大臣官房文書課業務企画室長	財務省大臣官房文書課業務企画室長
文部科学省大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長	文部科学省大臣官房政策課サイバーセキュリティ・情報化推進室長
厚生労働省大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当）	厚生労働省大臣官房参事官（サイバーセキュリティ・情報システム管理担当）
農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略）	農林水産省大臣官房参事官（デジタル戦略）
経済産業省大臣官房情報システム室長	経済産業省大臣官房情報システム室長

（案）

	経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長 国土交通省総合政策局情報政策課長 環境省大臣官房総務課環境情報室長 防衛省整備計画局サイバー整備課ＡＩ・サイバーセキュリティ政策調整官		経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課長 国土交通省総合政策局情報政策課長 環境省大臣官房総務課環境情報室長 防衛省整備計画局サイバー整備課ＡＩ・サイバーセキュリティ政策調整官
オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部情報システム安全管理室長 国立国会図書館電子情報部システム基盤課長 会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官 最高裁判所事務総局デジタル審議官付参事官 日本銀行システム情報局情報セキュリティ課長	オブザーバー	衆議院事務局庶務部情報基盤整備室長 参議院事務局庶務部情報システム安全管理室長 国立国会図書館電子情報部システム基盤課長 会計検査院事務総長官房上席情報システム調査官 最高裁判所事務総局情報政策課参事官 日本銀行システム情報局情報セキュリティ課長

附　則

この決定は、令和７年７月１日から施行する。

（案）

「情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について」の一部改正について

（令　和　年　月　日
サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ）

情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について（平成24年６月20日サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ事項）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について 平成24年６月20日 サイバーセキュリティ対策推進会議 申　合　せ　事　項 改正 平成26年９月26日 平成28年８月９日 平成28年10月７日 令和　年　月　日	情報セキュリティ緊急支援チームの運営等について 平成24年６月20日 サイバーセキュリティ対策推進会議 申　合　せ　事　項 改正 平成26年９月26日 平成28年８月９日 平成28年10月７日
１　目的 サイバー攻撃等により政府機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房国家サイバー統括室に設置される情報セキュリティ緊急支援チーム（Cyber Incident Mobile Assistance Team、以下「CYMAT」という。）の運営等について、以下の事項を申し合わせる。	１　目的 サイバー攻撃等により政府機関等の情報システム障害が発生した場合又はその発生のおそれがある場合であって、政府として一体となった対応が必要となる情報セキュリティに係る事象に対して機動的な支援を行うため、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）に設置される情報セキュリティ緊急支援チーム（Cyber Incident Mobile Assistance Team、以下「CYMAT」という。）の運営等について、以下の事項を申し合わせる。
４　統括 (1)　政府CISOである内閣サイバー官	４　統括 (1)　政府CISOであるNISCセンター長

（以下「統括責任者」という。）は、CYMATの運用に関する事務を統括する。	（以下「統括責任者」という。）は、CYMATの運用に関する事務を統括する。
(2) 国家サイバー統括室統括官（監視・対処調整・官民連携担当）（以下「統括副責任者」という。）は、必要に応じ、統括責任者を補佐する。また、統括責任者と連絡がとれず、かつ、急を要する場合は、統括副責任者が統括責任者の職務を行う。	(2) NISC副センター長（以下「統括副責任者」という。）は、必要に応じ、統括責任者を補佐する。また、統括責任者と連絡がとれず、かつ、急を要する場合は、統括副責任者が統括責任者の職務を行う。
6 構成員の指名	6 構成員の指名
(1) 管理責任者は、国家サイバー統括室に常駐する参事官の内から、統括責任者が指名する。	(1) 管理責任者は、NISCに常駐する参事官の内から、統括責任者が指名する。
(2) 現場責任者は、国家サイバー統括室に常駐する者のうちから、２名程度を統括責任者が指名する。	(2) 現場責任者は、NISCに常駐する者のうちから、２名程度を統括責任者が指名する。
(3) 要員は、政府機関から要員候補者として推薦のあった者及び国家サイバー統括室に常駐する者のうちから、統括責任者が指名する。政府機関から推薦を受けて統括責任者が指名する要員は、内閣事務官（内閣官房国家サイバー統括室）に併任又は兼官とした上で、国家サイバー統括室の非常駐職員とし、本務に大きな支障が生じない範囲でCYMATの活動にあたる。なお、管理責任者は、緊急の場合、国家サイバー統括室に常駐する者をCYMATの活動に参画させることができる。	(3) 要員は、政府機関から要員候補者として推薦のあった者及びNISCに常駐する者のうちから、統括責任者が指名する。政府機関から推薦を受けて統括責任者が指名する要員は、内閣事務官（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）に併任又は兼官とした上で、NISCの非常駐職員とし、本務に大きな支障が生じない範囲でCYMATの活動にあたる。なお、管理責任者は、緊急の場合、NISCに常駐する者をCYMATの活動に参画させることができる。
7 研修員	7 研修員
(1) 政府機関及びオブザーバー参加機関は、事務対象（事象の正確な把	(1) 政府機関及びオブザーバー参加機関は、事務対象（事象の正確な把

握、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止をいう。以下同じ。）に関する能力の向上又は要員候補者の育成等のため、CYMATの活動として実施される研修又は訓練に参加させる者（政府機関又はオブザーバー参加機関において、常時勤務に服することを要する者に限る。）を、研修員として国家サイバー統括室に登録することができる期間は、当分の間とする。	握、被害拡大防止、復旧、原因調査及び再発防止をいう。以下同じ。）に関する能力の向上又は要員候補者の育成等のため、CYMATの活動として実施される研修又は訓練に参加させる者（政府機関又はオブザーバー参加機関において、常時勤務に服することを要する者に限る。）を、研修員としてNISCに登録することができる期間は、当分の間とする。
(2)　（略）	(2)　（略）
8　要員候補者の推薦数等 (1)　各政府機関から国家サイバー統括室へ要員候補者として推薦する者は６名を上限とし、原則として１名以上とする。 (2)　（略）	8　要員候補者の推薦数等 (1)　各政府機関からNISCへ要員候補者として推薦する者は６名を上限とし、原則として１名以上とする。 (2)　（略）
9　要員及び研修員の変更 (1)　政府機関は、要員の変更を求める場合においては、可能な限り速やかに、国家サイバー統括室へ新たな要員候補者を推薦する。 (2)　政府機関及びオブザーバー参加機関は、研修員を変更する場合においては、可能な限り速やかに、国家サイバー統括室へ新たな研修員を登録する。	9　要員及び研修員の変更 (1)　政府機関は、要員の変更を求める場合においては、可能な限り速やかに、NISCへ新たな要員候補者を推薦する。 (2)　政府機関及びオブザーバー参加機関は、研修員を変更する場合においては、可能な限り速やかに、NISCへ新たな研修員を登録する。
13　被害状況の報告 (1)　（略） (2)　13(１)に基づく被害状況の報告（以下「被害状況報告」という。）を、政府機関情報セキュリティ横断監	13　被害状況の報告 (1)　（略） (2)　13(１)に基づく被害状況の報告（以下「被害状況報告」という。）を、政府機関情報セキュリティ横断監

視・即応調整チーム（GSOC）及びサイバー攻撃に係る情報収集・集約担当に対する報告・連絡（以下「GSOCへの報告等」という。）として国家サイバー統括室が取り扱うことに支援対象機関等が同意する場合、当該支援対象機関等は、被害状況報告に記載した内容について、GSOCへの報告等を行うことを省略することができる。	視・即応調整チーム（GSOC）及びサイバー攻撃に係る情報収集・集約担当に対する報告・連絡（以下「GSOCへの報告等」という。）としてNISCが取り扱うことに支援対象機関等が同意する場合、当該支援対象機関等は、被害状況報告に記載した内容について、GSOCへの報告等を行うことを省略することができる。
(3)　（略）	(3)　（略）
附　則 （略）	附　則 （略）

附　則

本申合せに基づく運用は、令和７年７月１日から実施する。

（案）

「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査（マネジメント監査）に係る実施要領」の一部改正について

（令　和　年　月　日
サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ）

サイバーセキュリティ対策を強化するための監査（マネジメント監査）に係る実施要領（平成28年３月29日サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ）の一部を次表のとおり改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
サイバーセキュリティ対策を強化するための監査（マネジメント監査）に係る実施要領 平 成 28年 3 月 29日 サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ 改正 令 和　　年　　月　　日	サイバーセキュリティ対策を強化するための監査（マネジメント監査）に係る実施要領 平 成 28年 3 月 29日 サイバーセキュリティ対策推進会議申合せ
（監査の実施主体） 第２条　本監査事務は、基本方針５（５）に基づき、国家サイバー統括室が実施する。	（監査の実施主体） 第２条　本監査事務は、基本方針５（５）に基づき、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）が実施する。
２　国家サイバー統括室は、必要かつ適切と判断される場合には、外部の専門家による協力を得ることができる。	２　NISCは、必要かつ適切と判断される場合には、外部の専門家による協力を得ることができる。
（監査の権限） 第３条　国家サイバー統括室は、本監査の実施に当たって、監査対象の国の行政機関（以下「監査対象組織」という。）に対し、資料の提出、事実などの説明、あらかじめ合意した監査期間内における施設の立入り及びその他国家サイバー統括室が必要とする事項の開示を求めることができる。	（監査の権限） 第３条　NISCは、本監査の実施に当たって、監査対象の国の行政機関（以下「監査対象組織」という。）に対し、資料の提出、事実などの説明、あらかじめ合意した監査期間内における施設の立入り及びその他NISCが必要とする事項の開示を求めることができる。

（案）

2　（略）	2　（略）
（監査の実施主体の責務） 第４条　国家サイバー統括室は次の責務を負う。 一～四　（略）	（監査の実施主体の責務） 第４条　NISCは次の責務を負う。 一～四　（略）
（文書の管理） 第５条　国家サイバー統括室は、監査において収集した資料は、漏えい、紛失等が発生しないよう、適切に管理しなければならない。	（文書の管理） 第５条　NISCは、監査において収集した資料は、漏えい、紛失等が発生しないよう、適切に管理しなければならない。
第２章　監査計画 第６条　国家サイバー統括室は、原則として、戦略本部が決定した当該年度における年度監査方針に基づき、監査対象組織の状況を踏まえて、監査計画を立案する。	第２章　監査計画 第６条　NISCは、原則として、戦略本部が決定した当該年度における年度監査方針に基づき、監査対象組織の状況を踏まえて、監査計画を立案する。
第３章　監査の実施 （監査の実施通知） 第７条　国家サイバー統括室は、監査計画に基づく監査の実施に当たり、監査対象組織と協議の上、あらかじめ、監査実施の時期、範囲、項目、従事者等を記載した監査実施通知書を監査対象組織に通知する。	第３章　監査の実施 （監査の実施通知） 第７条　NISCは、監査計画に基づく監査の実施に当たり、監査対象組織と協議の上、あらかじめ、監査実施の時期、範囲、項目、従事者等を記載した監査実施通知書を監査対象組織に通知する。
２　国家サイバー統括室は、サイバーセキュリティに影響しうるリスクを新たに発見し、当初の監査計画における監査では不十分であると認められた場合等、追加的な監査を実施する必要が生じた場合においては、監査対象組織と協議の上、監査実施通知書を策定又は変更する。	２　NISCは、サイバーセキュリティに影響しうるリスクを新たに発見し、当初の監査計画における監査では不十分であると認められた場合等、追加的な監査を実施する必要が生じた場合においては、監査対象組織と協議の上、監査実施通知書を策定又は変更する。

（事実の確認） 第８条　国家サイバー統括室は、監査の結果、発見した事項について、監査対象組織と事実誤認等がないことの確認を行う。	（事実の確認） 第８条　NISCは、監査の結果、発見した事項について、監査対象組織と事実誤認等がないことの確認を行う。
第４章　監査報告 （個別監査結果の通知） 第９条　国家サイバー統括室は、監査対象組織における監査の概要、発見した重要な事項と改善のために必要な助言、その他特記すべき事項等を記載し、監査対象組織の最高情報セキュリティ責任者に通知する。	第４章　監査報告 （個別監査結果の通知） 第９条　NISCは、監査対象組織における監査の概要、発見した重要な事項と改善のために必要な助言、その他特記すべき事項等を記載し、監査対象組織の最高情報セキュリティ責任者に通知する。
（最高情報セキュリティ責任者の執るべき措置） 第10条　個別監査結果の通知を受けた最高情報セキュリティ責任者は、その内容を踏まえ、速やかに必要な措置等を検討し、改善計画を策定し、国家サイバー統括室に提出するとともに、既に改善したものについては改善結果を報告する。 ２　国家サイバー統括室は、前項に規定する改善計画の提出があった場合は、必要に応じ助言等行う。	（最高情報セキュリティ責任者の執るべき措置） 第10条　個別監査結果の通知を受けた最高情報セキュリティ責任者は、その内容を踏まえ、速やかに必要な措置等を検討し、改善計画を策定し、NISCに提出するとともに、既に改善したものについては改善結果を報告する。 ２　NISCは、前項に規定する改善計画の提出があった場合は、必要に応じ助言等行う。
（フォローアップ） 第11条　国家サイバー統括室は、各監査対象組織における改善計画に対する改善の実施状況について、適宜確認を実施し、各監査対象組織の求めに応じて助言を行う。	（フォローアップ） 第11条　NISCは、各監査対象組織における改善計画に対する改善の実施状況について、適宜確認を実施し、各監査対象組織の求めに応じて助言を行う。
（戦略本部への報告）	（戦略本部への報告）

第12条　国家サイバー統括室は、当該年度の監査の結果、監査結果に基づき各監査対象組織が実施した改善の状況、各監査対象組織における優れた取組（グッドプラクティス）、その他特記すべき事項等を取りまとめ、戦略本部に報告する。上記の報告内容は、サイバーセキュリティの特性を踏まえ、攻撃者を利することとならないよう、個別組織名を明らかにしないその他の配慮を行う。	第12条　NISCは、当該年度の監査の結果、監査結果に基づき各監査対象組織が実施した改善の状況、各監査対象組織における優れた取組（グッドプラクティス）、その他特記すべき事項等を取りまとめ、戦略本部に報告する。上記の報告内容は、サイバーセキュリティの特性を踏まえ、攻撃者を利することとならないよう、個別組織名を明らかにしないその他の配慮を行う。

附　則

本申合せに基づく運用は、令和７年７月１日から実施する。